

2023 年度
体育史学会 第 12 回大会

プログラム・発表抄録集

会場：北海道大学

人文・社会科学総合教育研究棟 1 階 W103

期日：2023 年 6 月 10 日(土)・11 日(日)

体育史学会について

「学会名鑑（日本学術会議・公益財団法人 日本学術協力財団・国立研究開発法人 科学技術振興機構が連携して作成しているデータベース）」に掲載の情報をもとに作成しました。

（2023年6月3日現在）

和文名

体育史学会

欧文名

Japan Society of the History of Physical Education and Sport

ウェブサイト

<https://taiikushi.org/>

日本学術会議に登録している関連学術研究領域

史学、哲学、心理学、教育学、社会学、地域研究、健康・生活科学

設立趣旨

多様化の容認と相互理解の促進をめざす現代社会において、体育・スポーツはこれ自体が変化するとともに、社会の変化にも避けがたい影響を与えている。このような状況の中、体育・スポーツと社会の将来を展望するために必要となる歴史的知見の蓄積が、社会的に要請されている。体育史学会はこの要請に応えるべく、体育史研究者による研究上の緊密な連携によって体育・スポーツ史に関する研究の発展を図ることを目的に設立された。

沿革

1961年 日本体育学会体育史専門分科会（前身）設立

2011年 体育史学会 設立（設立年月日：2011年9月25日）

2015年 日本学術会議 協力学術団体に登録

2016年 日本スポーツ体育健康科学学術連合 加盟学術団体に登録

役員

会長 1人、理事 6人、監事 2人（男性 6人、女性 3人）

会員数

正会員 194人、学生会員 8人、講読会員 4人、名誉会員 17人

刊行物

『体育史研究』

欧文名：Japan Journal of the History of Physical Education and Sport

創刊年：1984年 最新号：40号（2023年3月発行）

発行部数：240（部／回）

URL：<https://taiikushi.org/db/>

他の学術団体との関係

日本体育・スポーツ・健康学会 専門領域体育史（2021年4月より日本体育学会から名称変更）

日本学術会議 協力学術研究団体

日本スポーツ体育健康科学学術連合 加盟学術団体

2023年度 体育史学会 第12回大会 開催要項

1. 日程

1日目：6月10日（土） 13:00～16:50 一般研究発表、研究方法セミナー

2日目：6月11日（日） 8:30～13:00 一般研究発表、総会

2. 会場・会場責任者

北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟 1階 W103

〒060-0810 北海道札幌市北区北10条西7丁目

大会幹事・会場責任者：池田恵子会員、崎田嘉寛会員

3. 交通アクセス

◆JRをご利用の場合

「札幌駅」下車、徒歩13分

◆地下鉄をご利用の場合

市営交通・地下鉄南北線「さっぽろ駅」下車、徒歩14分

「北12条駅」下車、徒歩8分

※駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟 アクセス案内

<https://www.hokudai.ac.jp/bureau/property/hss/access/#access01>

4. 参加費

会員1000円、非会員2000円（学生は無料）

5. 一般研究発表時間

発表20分、質疑応答10分（計30分）

6. 研究方法セミナー

発表60分

7. 情報交換会

開催しない

体育史学会第 12 回大会プログラム

○一般発表：発表 20 分、質疑応答 10 分

○研究方法セミナー：60 分

6 月 10 日（土） 13:00 開会

時刻	発表者	演題	座長
13:05 ～ 13:35	ホイットフィールド デール (北海道大学・ 高等教育推進機構)	月刊誌『蹴球』（1931-41）にみる 翻訳文学の歴史的考察	池田 恵子 (北海道大学)
13:35 ～ 14:05	中村 哲也 (高知大学) 近藤雄大 (北海道大学大学院) 崎田嘉寛 (北海道大学)	野球の打撃・投球動作の技術史研究 －1951 年オールスター戦動画の川上哲治・金田正 一を事例として－	
休憩 5 分			
14:10 ～ 14:40	白蓓楽 (北海道大学大学院)	『野球界』（1911-1918）にみる 帝国主義的メディア表象に関する研究	小谷 究 (流通経済大学)
14:40 ～ 15:10	馬 達 (広島大学大学院)	近代中国における体操の変化(1931-1945 年) －社会制度により体育思想の差異を手掛かりにして－	
15:10 ～ 15:40	岩佐直樹 (朝日大学) 來田享子 (中京大学)	社会教育法（1949 年制定）第 2 条「体育及びレク リエーション活動」追加過程の検討－社会体育の 法的根拠の成立－	
休憩 10 分			
15:50 ～ 16:50	新井 博 (日本福祉大学)	研究方法セミナー スポーツ種目史としてのスキー史の研究について	秋元 忍 (神戸大学)

6月11日(日) 8:30 開会

時刻	発表者	演題	座長
8:30 ～ 9:00	田端真弓 (長崎大学)	明治期剣術家・渡邊昇と堀田捨次郎—剣術修行記録を中心にみる身体運動文化継承の一樣相—	藤坂由美子 (東京女子体育大学)
9:00 ～ 9:30	船場大資 (山口学芸大学) 小野隆洋 (山口芸術短期大学)	『遊戯舞踏楽譜』(1905年)を用いたダンス教育の再現と史的考察	
9:30 ～ 10:00	木下秀明 (元日本大学)	『陸軍戸山学校体育史』の構想	
休憩 5分			
10:05 ～ 10:35	都筑 真 (日本女子体育大学)	ドイツ競技大会(1922)はアントワープ・オリンピック(1920)の代替となりえたか	來田 享子 (中京大学)
10:35 ～ 11:05	和所泰史 (静岡産業大学)	1948年第14回オリンピック・ロンドン大会の招待国決定の経緯に関する研究	
休憩 5分			
11:10 ～ 11:40	石立克己 (北海道大学大学院)	スカウティング指導書『列強少年の社会教育』(1923)にみる「遊技」の位置づけについて	佐々木 浩雄 (龍谷大学)
11:40 ～ 12:10	鈴木明哲 (東京学芸大学)	SS・NSDAPであったオーストリア・トップスイマーの弁明—1946年5月における連邦教育省スポーツ局への競技出場請願から—	
休憩 5分			
12:15 ～ 13:00	総会		

◆**体育史学会のこれまでの学会大会と研究方法セミナーの軌跡**◆

第1回大会（2012年5月12-13日、福山平成大学）

楠戸 一彦（広島大学）

- 歴史研究の課題：実証と解釈

第2回大会（2013年5月11-12日、明治大学和泉キャンパス）

阿部 生雄（筑波大学名誉教授）

- スポーツ史におけるイデオロギーと無意識：概念史、人物史、制度史

第3回大会（2014年5月10-11日、神戸大学発達科学部）

山本徳郎（奈良女子大学名誉教授）

- 初期トゥルネン史研究で考えたこと

第4回大会（2015年5月16-17日、ホルトホール大分）

木下秀明（体育史学会会員）

- 私の陸軍戸山学校史研究：これ迄とこれから

第5回大会（2016年5月14-15日、一橋大学）

寶學淳郎（金沢大学）

- 私の東ドイツスポーツ史研究

第6回大会（2017年5月13-14日、龍谷大学）

佐々木浩雄（龍谷大学）

- 研究テーマの一貫性と俯瞰的視野：
「体育・スポーツと国民統合」というテーマから

第7回大会（2018年5月12-13日、中京大学）

村戸弥生（石川工業高等専門学校）

- 蹴鞠口伝書読解方法について：
江戸初期蹴鞠書『中撰実又記』研究から地下外郎派蹴鞠復元へ向けて

第8回大会（2019年5月11-12日、大学サテライトプラザ彦根）

鈴木明哲（東京学芸大学）

- 体育・スポーツ史研究の叙述 ―― 投稿論文を創る ――

第9回大会（2020年8月29日、オンライン）

実施なし

第10回大会（2021年6月19日、オンライン）

片渕美穂子（和歌山大学）

- 認識論的な布置を探る―「近世日本養生論における身体観の研究」を通して
特別ゲスト Prof. Dr. Andreas Niehaus（Ghent University）

第11回大会（2022年6月4日、東京学芸大学）

坂上康博（一橋大学）

- 体育・スポーツ史という研究領域～自分の研究を入口にして～

一般発表のみなさまへのご連絡

- 発表時間は 20 分、質疑応答は 10 分になります。
- 接続予定の PC は Window 10 でオフィスのソフトウェアは Microsoft Office Professional Plus 2016 です。
- アップグレードされたソフトウェアにてプレゼンファイルを作成し、ご自身のノート PC からの接続を希望される場合には、HDMI 端子のインターフェイスを持つノート PC を現地までご持参ください。
- Windows 以外の PC でご発表される場合は、HDMI 端子に接続できるコネクタを各自ご準備ください。
- 会場備え付けの PC でご発表される場合、必ずプレゼンファイルを保存した USB メモリをご持参ください。
- 紙媒体でのご発表の場合、配付資料 50 部を会場までご持参ください。会場校でのプリントアウトは行いません。また会場校宛に配布資料等を送ることもお控えください。

一 般 発 表

抄 録

月刊誌『蹴球』(1931-41)にみる翻訳文学の歴史的考察

ホイットフィールド デール (北海道大学・高等教育推進機構)

1. 本研究の目的

日本における体育・スポーツ史研究は、近代日本の体育・スポーツについて日本固有の文化と西洋から移入された文化の融合であると説明してきた。サッカーの歴史を考える際も、それは例外ではない。しかし、日本サッカー史において、その融合がどのように形成され、必要とされたスポーツ倫理やイデオロギーが定着したのかについて、とりわけ、文学が果たした影響について詳細に論じられてきたわけではない。筆者は、戦前から存在した唯一のサッカーに関する全国誌、月刊誌『蹴球』(1巻1号から9巻4号まで、1931-1941)といった日本サッカー界の初期のメディアが、西欧のスポーツ倫理の普及に果たした教育的役割と、その後の日本全体のスポーツの制度化に与えた影響について論じてきた^[2]。そうした研究の中で、西欧起源の価値と日本におけるスポーツ規範を融合する際に、イギリスのアスレティシズムとの関連を文化ナショナリズムが包み隠す傾向があったことを指摘している^[3]。このような傾向は19世紀末から20世紀前半において西洋文化の影響が自明であっても、外国のスポーツ用語の多くを日本語に翻訳することで、表向きは西欧の影響の明示を避けた時期が存在したことともかかわっている^[4]。しかし、前述のサッカー雑誌『蹴球』には、戦前の発行期間(1931～41年)に記された656本の記事のうち60本が海外からの翻訳であり、翻訳物が果たした影響に注目する意義があると考えられる。そこで、本研究では、1931年から1941年にかけて日本サッカー協会が発行した月刊誌『蹴球』に掲載された記事をもとに、いかに日本のサッカーが、海外、特にイギリスのサッカー文化に関する資料を忠実に紹介し、積極的に日本サッカーの言説として採り入れ続けていたことについて論じる。

2. 研究方法

『蹴球』に見られた記事のうち、「四拾年の経験から」(1934年10月-1936年6月)、^[5]「蹴球入門」(1934年10月-1937年9月)、^[6]「コーチング便覧」(1937年7月-1939年11月)^[7]はピッチの中と外を含むイギリス式サッカー文化の奥行を読者に伝えるものとして注目に値する。初期の記事の大半は、若いサッカー選手のトレーニングをサポートする資料から成り、当時の著名なプロサッカー選手の技術的、戦術的、身体的準備技法についての洞察を提示している。それらは1936年のベルリンオリンピックでスウェーデンに勝利したことを筆頭に、国内統括団体の設立後、国際サッカー大会への参加が活発化し始めたこの時期の日本サッカーの発展と合致している。運動能力開発に関する資料が多い中、架空のサッカーストーリーが紹介されることも多く、この時期の海外サッカー文学への関心の高さも伺える。よって、以上の『蹴球』に掲載された翻訳資料をもとに、サッカーに関する文学、海外のサッカー文化、特にイギリスのサッカー文化の神髄を、日本の若いサッカー選手に教示し、戦前期におけるイギリスのアスレティシズムの影響力を伝授したことについて分析する。

3. 結果と考察

本研究は『蹴球』の刊行時期が体育・スポーツが西欧起源の模倣から独自の発展の時期へと移行しつつあった時期であるにもかかわらず、^[8] 大日本蹴球協会が、海外を意識したサッカー記事をなおも積極的に全国に発信し、文化融合以上に正確な西欧的価値観の伝授の一翼を為すものであったことを明らかにするものであった。戦前の『蹴球』発行期間の終盤に、イタリアの架空のサッカー物語「最後の一分」が数号にわたって掲載されたが、^[9] 翻訳記事の大半はイギリスのプロサッカー文化から引用されている。これらの記事は、大戦期の政治的軍事同盟関係の影響を反映すると同時に、日本におけるサッカー界がイギリス起源のサッカー文化の奥行にも忠実であろうとしたこと、イギリス式スポーツ倫理の普及、戦前期の日本におけるイギリスサッカーの深い魅力と影響力を裏付けるものである。なお、『蹴球』はイギリスのアソシエーションフットボールの正確な翻訳語に他ならなかったが、戦後に「サッカー」と改称されることにより、極めてイギリス的であったサッカーの起源の足跡はマガジンそれ自体からも薄れることとなった。

参考・引用文献

1. Allen Guttmann and Lee Thompson, *Japanese Sports: A History* (Honolulu: University of Hawai'i Press, 2001), 1.
2. Dale Whitfield, "Cultivating Character": The Association of British Athleticism with the Educational Value of Japanese Football in *Shūkyū Monthly Magazine* (1931–41)', *The International Journal of the History of Sport* 40, no. 1 (2023): *passim*.
3. Keiko Ikeda, "The History of Modern Sport in Japan: The British Influence through the Medium of Sport on Imperialism, Nationalism and Gender with Reference to the Works of J. A. Mangan", in *Manufacturing Masculinity the Mangan Oeuvre Global Reflections on J.A. Mangan's Studies of Masculinity, Imperialism and Militarism*, ed. Peter Horton (Berlin: Logos Verlag Berlin, 2017), 147.
4. Ibid., 150.
5. 堀江忠男「四拾年の経験から」『蹴球』第2巻5号（1934年10月）、6-13頁。
6. 岩崎玄「蹴球入門」『蹴球』第2巻5号（1934年10月号）、14-20頁。
7. 大橋正路「コーチング便覧」『蹴球』第2巻5号（1937年7月）、41-43頁。
8. Ikeda, "The History of Modern Sport in Japan", p.150.
9. 堀江忠男「最後の一分」『蹴球』第5巻4号（1937年12月）、33-43頁。

野球の打撃・投球動作の技術史研究
—1951年オールスター戦動画の川上哲治・金田正一を事例として—

中村哲也（高知大学）・近藤雄大（北海道大学大学院）・崎田嘉寛（北海道大学）

1.はじめに

野球の技術史研究は、明治期の投球・捕球動作や用具・戦術等を明らかにした渡辺(1972)、高校野球における金属バット導入に伴う攻撃・守備戦術等の変化を明らかにした福井(2002、2018、2021)、投手の投動作の変化を明らかにした鈴木(2011、2012、2013、2014、2015、2019)などによって知見が積み重ねられてきた。しかし、これらの研究では、野球の技術書や専門誌の写真・記事を史料として用いているため、動作が通時的に分析されておらず全体像が不明確であったり、選手・指導者が言語化した主観的な動作イメージに強く影響されたりして、実際にどのような動作が行われていたのかを検証することは困難であった。

本研究では、過去の野球選手の実動作に近い形で打撃・投球動作を解明するため、動画史料をもとに過去の野球選手の打撃・投球動作を分析した。史料は、NPBの許可をえて公益財団法人野球殿堂博物館所蔵「コミッショナー統制第1回オールスター・ゲーム—1951年—」を用い、打撃動作は川上哲治(巨人)、投球動作は金田正一(国鉄)を分析対象とした。

2.方法

上記動画を映像編集ソフトである「Wondershare filmora」を用いて、「フレーム」(静止画)単位で確認し(1秒=30フレーム)、「ショット」(フレームから構成される切れ目なしに撮影された映像データ)単位で内容を把握した。映像の総フレーム数は16,231、映像のショット数は141ショットであった。以上の手順でインデックスを作成し、動画史料から川上の打撃動作(2ショット)と金田の投球動作(4ショット)が映し出された映像を抽出した。

川上の打撃動作(32フレーム)については、まず、映像動作分析ソフトウェア「Dartfish Pro S」(株式会社ダートフィッシュ・ジャパン)のドローイングツール機能を使用して、最初のフレームにおける映像上の川上の身長を174cmに設定した。次に、計測可能な両膝・両肘の地面からの高さやバットの先端のスイング軌道を、ドローイングツール機能、トラッキング機能を使用し、0.04秒ごとに測定した。続けて、計測可能な頭、腰(ベルト)、両足首の動きを、ドローイングツール機能、トラッキング機能を使用し、XY座標平面的に0.04秒ごとに測定した。

金田の投球動作(52フレーム)については、まず、Dartfish Pro Sのドローイングツール機能を使用して、最初のフレームにおける映像上の金田の身長を185cmに設定した。次に、計測可能な投球時のステップ幅とエクステンションを、ドローイングツール機能を使用し、測定した。続けて、計測可能な手首と腰の地面からの高さを、ドローイングツール機能、トラッキング機能を使用し、0.04秒ごとに測定した。

3.結果

図1は、川上のスイング時における両膝・両肘とバットの動きを示したものである。左打者の川上は、左ひざが約14cm沈み込むことからスイングが始まり、その後、右肘が上方に約24cm、左肘が下方に約27cm動く。この両肘の動きに連動して、バットは急激

に約 70 cm 下降したのち約 13cm 緩やかに上昇しながらミートポイントを通り、その後フォロースルーに至る。スイング速度はミートポイント通過時の 105.3km/h が最速であった。

金田の投球フォームは、windアップから左腕を大きく後方にひねりながら最大約 100 cm 下がる。その後、右足を最大約 12cm 上げ、ステップに合わせて腰は約 45cm 沈み込み、左腕は約 80cm 急上昇した後の再下降中にボールがリリースされていた。また、図 2 から金田の投球のステップ幅は 1.08m、エクステンションは 1.57m であった。

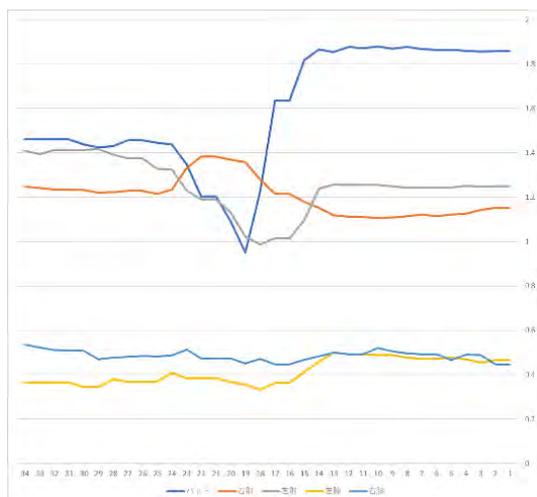


図 1 川上哲治 (1951) のスイング時の各部の動き



図 2 金田正一 (1951) の投球時のステップ幅とエクステンション

4. 考察

川上 (1976) では、打撃動作について「腰の回転と同時に大根切り」の感じで振りおろすのがいい。「上からたたきつける王君のスイングは、ときには地面にバットの先がつきそうになることもある。だが、高速度写真などで見てみると、これでも最後はアッパー気味のスイングになっている」と述べている。1951 年の川上自身の打撃動作でも「大根切り」のように急激にバットを振り下ろしたのち、腰の回転にあわせて「アッパー気味のスイング」を行っていたことがわかった。スイング始動時の左膝の沈み込みによって生まれた右膝との高さの差によって、骨盤が傾いたことで腰の回転に合わせて自然に「アッパー気味のスイング」ができたものと考えられる。川上の打撃理論は、自身の打撃動作の経験と王のスイングを踏まえてできたものと判断される。

金田の投球フォームは、左腕を大きく後ろ側にひねる一方で、右足をほとんど上げず、体重移動が非常に少ない点に特徴がある。鈴木 (2015) によると、1930 年代には反動を利用するためできるだけ足を高く上げるフォームが主流であったが、バランスを崩すことが多いことから、1950 年代には「身体はバランスを失わぬかぎり、できるだけ、後ろにねじり」体重の移動を利用して、ねじり入れられた身体を鋭くひねりもどし、この力を利用して腕を引き振るフォームが推奨されるようになっていた。金田もこうしたフォームを身に付けていたように推察される。一方、エクステンションは「プレートからリリース位置までの距離を測定した数値」で、MLB の投手の平均は身長 105% だという (川村・井脇 2021)。身長 185cm の金田の場合は 194.3cm となることから、金田の投球動作は、ステップ幅・エクステンションが非常に短いという特徴があることも明らかとなった。

『野球界』(1911-1918) にみる帝国主義的メディア表象に関する研究

白 蓓楽 (北海道大学大学院)

1 はじめに

本研究は戦前の月刊野球専門雑誌『野球界』第1巻1号(1911年)～第8巻14号(1918年)の七年間、93号分に掲載されたマニラ(馬尼ラ)、ハワイ(布哇)、朝鮮、台湾、満洲に関する記事を対象とし、各記事の内容分析を通して、メディア表象にみる明治末から大正初期までの日本帝国主義と野球の関係について明らかにすることを目的とする。日本は明治維新後、西欧列強に追随する目的で、急速な西欧化、近代化を通して、富国強兵、殖産興業を押し進め、かつ、西欧列強の脅威に対し、防波堤となる帝国主義諸政策へと舵を切った。そして、日清戦争(1894-95年)、日露戦争(1904-5年)、韓国併合(1910年)、世界大戦期を通じて、台湾、朝鮮、中国における関東州、南洋群島などを「外地」として支配し、日本領土は拡大した。そこで、本研究では、月刊野球専門雑誌『野球界』における記事を外地の都市ごとに分類し、「表1 マニラに関する記事分析」、「表2 朝鮮に関する記事分析」、「表3 満洲に関する記事分析」、「表4 台湾に関する記事分析」、「表5 ハワイに関する記事分析」を作成し、各表の横軸に、記事のタイトル、年号、担い手、野球の理念、プレイスタイル、スポーツの伝播、移民・ナショナリズム、視察情報、友好、イベント、その他の項目を置き、特徴分析を行った。

2 記事分析の結果と考察

表1から5までを通じた記事の分析結果は以下のように集約できる。

(1) **アジアの文明化とアメリカ式野球** —マニラ・朝鮮—: マニラに関する記事は外地に関する記事の中でも57編と最も多くみられた。「野球の理念・プレイスタイル」、「友好」の項目が記事の多数を占め、「スポーツの伝播」の項目は上記より少ない。注目すべきは、試合形式が「当地の習慣としてインニングは七回とせり」であったことである。この時期の日本本土での野球のインニングは9回戦であったため、マニラの野球はアメリカ式を受けてインニングを7回戦としていた可能性がある。朝鮮に関する記事は移民・ナショナリズムに関する項目が多く、視察情報が少ないという特徴がある。1910年8月に日韓併合条約が調印されると朝鮮半島は日本の支配下に置かれた。しかしながら、これより前に、アメリカのYMCAが朝鮮に野球を伝えていたことが記事から明らかになった。朝鮮の若者が世界の文明に接するための場を提供することがYMCAの任務であり、YMCAを通して自己の機会を与えれば、彼らにキリスト教の魅力が伝わると考えられていた。そして、朝鮮を文明化させるための手段として皇城YMCA野球団を活用し、宣教師の支持を後ろ盾にして愛国運動を展開する目的で数多くの青年たちが会員になったと言われている。フィリピンと同じく朝鮮で行われる秋季朝鮮大会も7回制の試合であった。それゆえ、マニラと朝鮮における野球の伝来は共にアメリカYMCAとの関係が深いものがあつたと言える。YMCAは彼らの宗教信条に沿い、若者に健全

な娯楽を与えることで彼らを「罪」から遠ざけることを目的として、海外伝道は1810年に始まった。その後、世界中に拡大し、フィリピンでは、1898年の米西戦争の際に到来し、朝鮮では1903年、ソウルに皇城YMCAが設立される。『野球界』の記事の中で現地の野球に大きな関心を示すと同時に、プレースタイルについても批評された。ここに、野球を通じた日本人の自意識とアメリカの対抗意識をみてとることができる。

(2) **大日本帝国主義の拡大と野球** —台湾・満洲—: 『野球界』における台湾に関する記事の初出は、大正3年3月(1914年)刊行の第4巻3号に掲載された「台湾野球界の状況」であった。台湾は日本本土とは異なり、鉄道部、電団(電気作業所)、郵便局、製糖会社など実業団や製糖会社のチームが多くを占めていた。しかし、野球団の構成は日本移民が中心であり、台湾人や原住民族の野球活動については触れられていない。また、満洲に関する記事数は他の植民地と比べると少なく、主に海外通信の報告という形式がとられている。満洲においても台湾と同様、現地野球の担い手は実業団が中心で、特に満鉄と密接な関係があった。日清戦争、日露戦争の勝利によって日本の植民地が拡大した台湾や満洲では実業団を中心とした野球が産業育成と共に発展していた。しかも、帝国政策を推進させ、植民地が拡大する中で、移民の定住が奨励された際、娯楽の少なかった植民地で、野球は日本人の象徴として、植民地への移住に利用されていた。

(3) **日米移民混合型—文化ヘゲモニーと野球** —ハワイ—: ハワイの記事では移民や野球に関することが多く、それ以外のスポーツの普及についてあまり触れられていない。ハワイは日本人の古くからの移住先であり、日本野球との関係が深い。後にアメリカ領土となったハワイであったが、野球という文化を通して見る限り、ハワイの野球は日系移民がアイデンティティを維持するための重要な手段として持続的意味を有していた。したがって、政治的な地理区分においては後にアメリカの州として統合されたにもかかわらず、ハワイはアメリカ合衆国のハワイ州となる以前に影響力のあった日本野球と融合する形で発展を遂げ、政治的区分とは異なる文化的区分としての野球文化が前史に存在していた。

3. まとめと結論

『野球界』における外地のメディア表象には上記3つのパターンが存在し、野球を通して植民地経営が強化され、政治、帝国主義、ナショナリズムがスポーツ、野球を利用したとのみ総括するのではやや単純すぎるということが明らかになった。外地の野球は確かに植民地主義と無縁ではなかったが、その様相は以上のように差異化して捉える必要がある。また、本土を中心とした野球の表象と植民地の実相には温度差があった。1910年代の国内においては、野球害毒論争の余波が持続していたにもかかわらず、外地野球の記事はナショナリズムをかきたて、植民地経営における野球の効能を評価している。帝国領土の拡大に伴い、野球と日本帝国主義の結びつきはますます深まった。日本帝国主義が激化し、植民地での皇民化政策がより推進される中で、以降の野球がどのような位置づけを担っていったのかを分析することは今後の課題としたい。

近代中国における体操の変化（1931-1945年）
—社会制度により体育思想の差異を手掛かりにして—

馬達（広島大学大学院）

第一次世界大戦後、各国が戦争から安定期に入り次第、列強の帝国主義が再び中国に向かい経済政策を始め、様々な面から政策を進めだした。一方、清朝末期から民国初年にかけて、中国国内には「体育救国」の思想に基づいて、身体の改造を国の存亡に関わっていたため、ドイツの兵式体操と器械体操からはじめ、日本化されたドイツ、スウェーデン体操までの変化があった。そして、1919年にパリ講和会議で「山東問題」に対して、中国国内には「五四運動」が爆発し、「民主と科学を支えるために、いままで伝統の文化、芸術、宗教、政治、礼法全部を反対しなければならない。」ⁱⁱと言われたように、「民主と科学」のことが提起された。其の時に体育の価値に対しても、「体育強兵、強種、強国」から「体育競技、健身、娯楽」までの転換があり、全国各地で体育大会が挙げられたⁱⁱⁱと同時に、国内の体操がドイツと日本の体操からアメリカ化のドイツ、スウェーデン体操に変わってきた最後、19世紀20年代にデンマーク体操という形で、学校に限らず、全国的な運動として受け入れられた^{iv}。しかし、郎が「軍国民運動の国民教育のように軍事教育で体育を統括するのではなく、学校体育の一部として学校軍事体育が推進された」^vと述べたように、当時の体育の目的について、まだ「軍事化身体教育」または「体育強国」という目標は変わらなかったと考えられる。それゆえ、1922年以降、「軍国民運動」が終わったことを背景にして、体操（一般・兵式）がまだ「軍事化身体教育」の道具としていかに「体育強国」という目標を実現しようとしたのである。

そして、民国17年（1928年）に中華民国政府は都を南京に定めてから思想統一工作をはじめ、教育に対しても様々な改革を試みた後、「戊辰学制」という新学制を公布した。「戊辰学制」の特徴は三民主義による教育、師範教育の充実、男女平等の教育、中学校以上の軍事訓練などの内容があった。一方、中華民国政府はラジオ放送を開始し^{vi}、ラジオを使った「電化教育」もこの時代に導入し始めた。

しかし、このような国内の統一できた状況が長時間に続かなかった。それは1931年の「満洲事変（九・一八事変）」をきっかけに、中国国内には中華民国統治区、中国共産党の根拠地、日本に占領された地域（淪陷区）の3種類の社会制度が現れた^{vii}が、体操はまた軍事訓練として訓練法と一般民衆の身体素質を改善という目的を達成するために推進されていた。また、いままでの研究の中に、この三つの地域ごとにおいて体育とスポーツに関する歴史研究が多く行われた。これに対して、本研究は中華民国統治区、中国共産党の根拠地、日本に占領された地域（淪陷区）における異なる社会制度に応じてできた体育思想が、「体操」の変化と実施する意義に与えた影響を明らかにすることを目的とした。また、この時期における体操が示した特徴をまとめることによって、1931年以来中国国内における体育史の変遷に新しい角度から分析できると考えている。

具体的には、本研究が文献分析法と比較法の研究方法を使って課題を解決する。比較法とは他と対照し、異なっている部分やその差異の程度などを見定め、いくつかの面での類似、差異とその原因を説明する方法である^{viii}。呉より全面的比較、部分的比較、引き立て的比

較（ある文化を解釈の中心とし、別の文化を説明の背景とする）、批判的比較（ある文化の立場から別の文化を分析し評価する）、融合的比較という五つの比較研究の形式をまとめた^{ix}。本研究は主に部分的比較の方法を用い、把握した文献資料を通じて、近代以来各段階における体操と体育思想の間を比較して、体育思想の変遷を明らかにすると同時に中国国内における三つの社会制度により異なる体操の発展が体育思想の変遷に与える影響を比較しようとした。

-
- ⁱ 黄金麟：歴史、身体、国家 近代中国の身体形成 1895-1937、新星出版社、2006年、16-20。
- ⁱⁱ 陳独秀：「“新青年” 罪案之答辯書」、陳独秀教育論著選、北京：人民教育出版社、1995年、169頁。
- ⁱⁱⁱ 羅時銘：中国体育通史・第三卷、2008年、緒論：4頁。
- ^{iv} 陳鎮華・陸恩淳・李世銘：中国体操運動史、武漢出版社、1990年、75頁。
- ^v 郎淨：近代体育在上海（1840—1937）、上海：上海社会科学院出版社、2006年、232頁。
- ^{vi} 梅村卓：中国共産党のメディアとプロパガンダ—戦後満州・東北地域の歴史的展開—、御茶の水書房、2015年、124頁。
- ^{vii} 崔樂泉・羅時銘：中国体育思想史・近代卷、首都師範大学出版社、2008年、引論：2頁。
- ^{viii} 張大志：中国近代体育身体觀的生成邏輯、蘇州大学体育教育訓練学専攻体育發展理論専修博士論文、2015年、21頁。
- ^{ix} 徐行言：中西文化比較、北京大学出版社、2004年、25頁より再引用。

社会教育法（1949年制定）第2条「体育及びレクリエーション活動」追加過程の検討
 -社会体育の法的根拠の成立-

岩佐直樹（朝日大学）、來田享子（中京大学）

1. はじめに

1949年6月1日に文部省体育局が廃止された。この廃止に伴い、体育行政は文部省内の4つの部局が分掌することになり、このうち社会体育は社会教育局が掌ることとなった。1949年6月10日に制定された社会教育法は、現在においても国及び地方公共団体が社会体育を分掌し、その振興等を図るための法的根拠である¹⁾。しかし、同法制定以前には、5か月前の1月21日付の社会教育法第12案（以下、第12草案）の段階においても、第2条に定めた社会教育の定義には「体育及びレクリエーション活動」は含まれていなかった²⁾。そこで本研究では、法律が制定される際に「体育及びレクリエーション」の語が社会教育の定義に含まれ、社会教育法が社会体育の法的根拠となった過程を検討する。

社会教育法の制定過程を検討した上野は、同法第2条に「体育及びレクリエーション活動」の文言が付加された経緯について、1) 1949年1月31日にGHQ/CIE成人教育担当官ネルソンが文部省社会教育局同課課長の寺中作雄と協議したこと、2) この協議の前にネルソンがGHQ/CIE体育担当官ニューフェルドらと協議したこと、が関わっていると指摘した。また上野は、草深が発掘した「社会教育法草案補遺案」（以下、補遺案）によって、社会教育法の中に体育施設が位置づけられたことについても指摘した³⁾。一方、当時文部省体育局振興課課員であった朝倉政之は、社会教育法を補遺する位置づけではなく、社会体育に関する単独法の制定を試みたと回顧している。朝倉は1948年に同課員の西田泰介と協力し、体育施設の整備、指導者、事業をおり込んだ社会体育法案を作成したとする。この法案はニューフェルドの了解は得たが、ネルソンの同意は得られなかったとされる。そのため、社会教育法第2条に「体育及びレクリエーション活動」の文言を追加することについて寺中と協議したと朝倉は述べている⁴⁾。

内海の研究⁵⁾によれば、朝倉らが作成した社会体育法案の原案は未発掘である。この研究は、文部省体育局の廃止に着目し、朝倉の回顧や上野の研究をもとに社会教育法の制定過程を検討したものである。内海は、第2条への文言の追加は、体育局廃止後に社会体育行政を社会教育局が担当することとの不整合を避けるためであったと指摘している。

以上のように、従来の研究では、社会教育法第2条における社会教育の定義に「体育及びレクリエーション活動」が追加されたことに関する具体的な議論は検討されていない。本研究の検討では、J. Nelson (1949) Conference Reports, Education Division (GHQ/SCAP, BOX no.5355)、Neufeld (1948-1949) Conference Reports, Education Division (GHQ/SCAP, BOX no.5362) から議論の推移を分析する。また補遺案については CIE/Education Division (1949-1951) Social Education Law (GHQ/SCAP, BOX no.5726) を用いる。これらの国立国会図書館憲政資料室所蔵の史料に加え、文部省内の議論の検討には、社会教育法の条文作成者の一人であった井内慶次郎が執筆した当時の雑誌記事も用いる。

2. 結果

(1) 文部省による「体育及びレクリエーション活動」の文言追加

1949年1月13日に文部省内連絡課長会議が開催された。この会議において、文部省体育局からの強い要望で、第12草案第2条に「体育及びレクリエーション活動」の文言が追

加されることになった⁶⁾。この会議の内容は、「体育局からコミュニティレクリエーション、スポーツ、運動競技について、法律案の規定を追加したいとの意向が示された」と寺中からネルソンに報告されていたことが同年1月24日付の文書から読み取れた。またこの文書には「社会教育法を起草する作業が続いている。体育とコミュニティレクリエーションに関する条文が盛り込まれている」と記されていた⁷⁾。さらに1週間後の1月31日付のネルソンが寺中に宛てた文書には、寺中とネルソンが体育、組織されたレクリエーション、科学教育に関する3つの規定を議論したことが記されていた。これら3つの規定は社会教育法草案に組み込まれる予定であるとされ、この草案は文部省局長会議に送られた⁸⁾。この局長会議及び1月13日の文部省内連絡課長会議の詳細は、今回の検討からは分からなかった。

(2) 社会教育法を補遺する体育施設に関する規定

ネルソンから寺中への1949年2月5日付の文書には、社会教育法案の修正案が文部省からCIE教育課に再提出されたことが記録されていた。この時の記録には、1)再提出された修正案に新たに体育施設に関する条文が起草され、2)その起草された条文は、意見を窺うために文部省がCIEに提出することが記されていた⁹⁾。これらの記録における「新たに起草された体育施設に関する条文」が補遺案であった。補遺案は、1月21日付の第12草案第5条と第44条に体育施設の設置・管理等に関する項及び号を追加したものであった¹⁰⁾。追加された内容は、1)市町村の教育委員会が体育施設の設置及び管理を担うこと、2)体育施設の定義、3)体育施設で行う事業内容、4)体育施設の管理・運営方法の4つであった。これらより、補遺案は、上野の指摘通り、社会教育法の中に体育施設を位置づけるものであったと同時に、朝倉らが作成した社会体育法案のうち「体育施設の整備」を規定する内容であったとも考えられた。

(3) 文部省体育局による「体育及びレクリエーション活動」の文言追加の決定

1949年2月7日開催の文部省体育局の会議にはネルソンが出席した。ネルソンからは、社会教育法が体育及びレクリエーション活動と関連していることが指摘された。またネルソンは、これらの内容を変更する場合は、体育局内で議論し、修正案を示すことを勧告した¹¹⁾。これ以前の体育局の会議記録等には社会教育法に関する議論がないことから、この会議で初めて体育局側に社会教育法の内容が伝えられたと考えられる。この5日後の2月12日の文部省の省議では、社会教育法草案第15案(文部省最終案)第2条の「社会人」が「成人」に改められた¹²⁾。2月15日開催の文部省体育局の会議では、社会教育法案が長時間にわたって議論された。体育局長の東俊郎をはじめとする「出席者らは、2つの修正案を除いて、体育、レクリエーション、身体運動に関する内容に満足して同意した」¹³⁾。ここでの2つの修正案の内容は、今回の検討からはわからなかった。

3. まとめ

2月15日の文部省体育局の会議以降、体育局の会議記録やネルソンと寺中の文書には、社会教育法案が議論された様子等は記されていなかった。そのため、社会教育法第2条の文言は、1949年1月13日に文部省が追加することを決め、その内容をCIE教育課が承認し、同年2月15日の文部省体育局の会議で最終的に決定されたと考えられる。本研究の検討からは、社会体育法案に社会体育の法的根拠を求める動きもみられ、今後はこの点を検討したい。※引用文献、第12草案の内容及び補遺案の詳細は発表当日に示す。

明治期剣術家・渡邊昇と堀田捨次郎
—剣術修行記録を中心にみる身体運動文化継承の様相—

田端 真弓 (長崎大学)

1. はじめに—研究の背景・目的・方法・史料—

明治 37 (1904) 年大日本武徳会剣術形 (以下、それぞれ武徳会、剣術形とする) が起草された。その起草者が幕末志士出身で、幕末期には神道無念流練兵館の門下生であった渡邊昇 (天保 9—大正 2 年 : 1838-1912 年) (以下、昇とする) であったことはよく知られている。彼による剣術形に対する批判や剣術形をめぐる確執が存在し、それらを受けて新たに作り上げられたものが、大正元年の大日本帝国剣道形 (以下、帝国剣道形) である。

一方、昇は大正 2 年に死去し、生前は委員として剣術形の廃止と帝国剣道形の制定について認識していた。昇は東京に道場を構えていたが、門弟のなかの一人に明治 16 年生まれの堀田捨次郎 (以下、堀田とする) がいた。堀田の著書は、『剣道事典』(中村民雄、平成 6 年) に詳しくまとめられており、堀田が明治期から戦前期まで剣術に取り組み、剣術・剣道関係の著書を多数残したことが明らかになっている。しかし、堀田が昇の門弟であったことをも含めて堀田の経歴はあまり明らかにされておらず、さらに昇と堀田の師と弟子の関係性について触れられたものはほとんどみられない。

本研究は、帝国剣道形が制定された時期を、時代的中心に据えて、堀田の経歴及び昇と堀田の剣術・剣道の関係性について明らかにすることを目的とした。前者では『剣道範士堀田捨次郎先生をしのぶ』(友枝照雄・服部四郎編、昭和 43 年) (以下『しのぶ』とする) を資料として用い、さらに墓碑踏査を行う方法をとった。後者については堀田の著書『剣道極意』(平成 17 年、大正 7 年『剣道の極意』の復刻版、以下『極意』とする) を用いた。後者は、身体運動文化継承の様相という視点から剣術修行の記録を丹念に調べた。

2. 剣術家・渡邊昇ならびに堀田捨次郎

堀田は、明治 27 年、東京麻布にある昇の道場に入門した。「病身」の身であったため (『極意』)、剣術の稽古を続けることも難しいと考えていたようである。堀田の没年については、『しのぶ』を依拠資料として前述の中村氏のみが示している。本研究では『しのぶ』に記載された情報を受けて、墓碑踏査を行った。堀田は昭和 17 年 8 月 6 日に没し、「武徳院顕正日毅居士」という戒名が与えられて、現在でも鎌倉の円覚寺松嶺院の墓地に眠っていることが確認された。

3. 堀田捨次郎による渡邊昇の剣術修行経路の概要

上述の著作のうちの一冊に『極意』があるが、堀田の著書は剣道の文化よりも、剣道の技術について述べられたものが多くみられる。しかしながら、『極意』は剣術文化について記述された数少ない著作のうちの一つで、昇による指南や昇との修行記録を記している点では唯一の記録と考えてよい。また、昇の没後数年のうちに発刊されていることから、師範と歩んだ剣術・剣道回想記的な側面を有していると考えられる。それは武徳会が剣術形から剣道形へ舵を切っていく転換期にあたり、かつ日本史一般の通史のなかでも昭和への

準備期に重なる。そうした背景を踏まえて、修行の記録を跡づけることとした。

明治32年、昇の剣術修行がスタートし、堀田がそれに随行した。巡業地は、新橋を皮切りに四国、九州（大村を含む）、中国地方、京都、東京の順であった。堀田は修行の途中で負傷し一時離脱し、6月23日に京都を発って、翌日帰京した。その後堀田が同行を再開するのが9月17日、昇はその間も修行を継続していたとみられるが、その間の昇の足取りは史料の記述からは把握することができていない。以降は青森、北海道、東北、長野、東京とされている。北海道については、以前は、昇側の修行記録があったことが窺える。ただし、現在その史料の特定には至っていない。さらにそれ以後も各地にて修行を行ったという記述がある。

4. 『剣道極意』の剣術修行記録の内容にみる身体運動文化の継承

堀田が修行に随行した際の備忘録には身体運動文化継承にとって重要となる記述がみられる。まず、この修行を行った背景には当該時代における武術の衰退が認識されていたとみられる。そして、昇は武徳会の各支部を中心に各地を巡業し、そこで演武と講演を行ったと考えられる。武徳会承認の事業であったのか否かについて発表者には判断がつかないが、武徳会の普及活動の一端になっていた可能性があり、剣術の普及をねらいにしていたことが推察される。

一方、堀田は、師範であった昇に随行して稽古や試合を繰り返しながら、「一挙一動先生の真似をして、稽古に励んだ」ことによって「以心伝心」のように技を習得し、「修養者は専心実行に努力することが肝心」とすることで「撃つことも防ぐことも自然に覚え」ていったという（『極意』）。さらに、昇からは「仮令常の稽古でも真剣と思つて、一つ打つにも大事をとり弛みなく油断なくせねばならぬと教訓せられました」とあって（『極意』）、堀田は昇から真剣を想定した稽古を伝授されたことを述懐している。さらには、他流派試合の想起にも発展している。

5. まとめ

堀田は、戦前期までに活動していた人物であり、彼には剣術に関する著作が多くあったが、そのなかに昇に同行した修行の記録を書き残した。その記録には修行の足跡と稽古の様相が記述されている。それらを検討すると、昇が武徳会支部と接点を有しながら、巡業していたことが窺える。また、昇の剣術稽古、指南を受け、昇の講演を目のあたりにした堀田は、幕末剣士の真剣による稽古や試合の様相を読み取っていたとみられる。

【謝辞】 本研究はJSPS 科研費JP22K11680の助成を受けたものです。

『遊戯舞踏楽譜』(1905年)を用いたダンス教育の再現と史的考察

船場大資(山口学芸大学)、小野隆洋(山口芸術短期大学)

1：研究背景

現代教育においてダンスは主要な体育教育であり、現在に至るまでに多くのダンス教育の歴史が紡がれてきた。文化としての踊りは古来より継承されてきているが、学校教育としてのという観点で考えると、明治期はその出発点の一つと言えるだろう。

明治期のダンス教育を紐解くうえで、先行研究でいくつか重要な言及がなされている。小林(2011)によれば、「明治時代には、盆踊りのもつ身体や性の解放要素が文明開化の妨げであり、風紀を乱すという理由から、各県に盆踊り禁止令が公布された」と説明している。また伊藤ら(2014)によって岐阜県の事例から禁止令の経緯を詳細に検証されており、1872年の学制公布以降、教育制度が整えられることに並行して禁止令が公布されたのではないかと考察している。

このように、明治期は旧来の習慣や文化を西歐式に移行する時期である。それは、違式註違(いしきかい) 条例にみられるように、丁髷や混浴の禁止など旧来の日本文化から文明国家としての生活習慣を啓発し始めたことに相当しよう。

上述の指摘を鑑みれば、学校教育では、文明開化を目的とした教育が行われているはずであり、それは西洋のダンス教育の普及を意図していることにあたるであろう。しかしながら、明治初期のダンスの実際の音入りの映像を確認することは当然できない。また、当時の教科書にあたる『国定読本 唱歌遊戯教授書(尋常科)』(1905)(以下『国定読本』と略す)には、行進遊戯の項目のダンスの動きは図や言葉によって記されているが、音が掲載されていない。しかしながら、個々の動きの説明には「ポルカ」、「ショッテン(スコティッシュ)」といった西欧の音楽様式が意図された題材が登場する。楽譜が掲載されていない一方で、同書の教授上の注意には、楽器の存在を意図している文言がある。唱歌遊戯の教授上の注意ではあるが(唱歌は楽譜が掲載されている)、「⑦・楽器を巧みに奏すべし…教師は常に練習して熟達をはかるべし」と楽器演奏を前提としている。次に遊戯教授上の注意に「⑩・必ずしも唱歌しつつ行う必要はなく…演技中は只楽器の伴奏により行い、もしくは数グループに分け、交互に唱歌しても良い」といった教授上の注意が付記されている。つまり歌唱という歌う行為よりもむしろ音が重視されており、「ポルカ」といった西欧音楽の拍子やリズムを明記しているということは、音の存在が必要不可欠である。もちろん「ポルカ」といった音楽様式には歌詞はない。

先行研究にもこうした音の再現が記されたものを見つけることができず、当時の子どもたちがダンスをどのような拍子や音で踊っていたのか、どうも想像が難しいという課題が見つかった。そこで、本発表では、1905年の『国定読本』のダンスの再現を試みた。

2：再現の方法

上述の通り、ダンスの音源を見つける必要があることから、『国定読本』の作曲者である吉田信太に注目した。彼は、東京音楽学校でお雇い外国人のルドルフ・ディットリヒ(墺)に師事した人物である。吉田の人物史や著作を調査した結果、『国定読本』が出版された同年の1905年に『遊戯舞踏楽譜』を吉田が執筆していることが判明した。この『遊戯舞踏楽

譜』の前書きには、「小学校、高等女学校及師範学校等で行われる遊戯舞踏のために編纂した」と書かれており、どうも「教授書」と対の存在であったのではないかと想像できるのである。この『遊戯舞踏楽譜』の内容は西欧音楽の楽譜集であり、「マーチ」「ポルカ」「ショッテン」「ワルツ」「ガロップ(ギャロップ)」等の舞踏曲が編纂されている。以上のように、『国定読本』の行進遊戯の項目にある音楽様式と同様の楽曲を掲載しているということになる。

以上の情報から、教授の行進遊戯の項目にある「ベビーポルカ 第1法」、「ベビーポルカ 第2法」、「ベビーダンス第1法」、「ショッテース(ショッテン)」などを再現した。また「田植え」も再現した。この「田植え」は、「本技は歌意によらず作技せしは他なし。本歌の意を動作に表すは困難なる事にして」と書かれているように、「田植え」の動作をこの教科書内の踊りに当て込むことは出来なかったと書かれている。しかし、日本には伝統的な田植えを表す表現は存在しており、なぜできないというのかは、先行研究で明らかにされた盆踊りの禁止令が関係しているように思われる。この田植えもまた西欧のステップ動作が採用されており、特殊な事例として再現した。

3：再現と限界点

今回当時のダンスを再現した結果、日本的な要素はあまりみられず、リズムやステップ動作は西欧的な動きであった。すなわち、尋常科の低学年から西欧風のダンスを教養として学ぶ構想があったことが再現により明示できた。また、楽譜による音楽とダンスのリズムは揃っており、無理に動きを入れるという必要はまったくなく、自然に踊ることができた。このことから、『国定読本』と『遊戯舞踏楽譜』の親和性は高いのではないかと実証できた。

ただし、研究の限界点として当時の音や映像が確認できないため、本当にこの音楽でこのダンスを踊っていたのか、さらにピアノが弾ける教師がどれほど日本にいたのか(小学校教員の採用試験に楽器が随意科目になったのが1907年)という点を明確にできず普遍的な教育であったと断言できないことがある。また『遊戯舞踏楽譜』がどこまで学校に配布されていたのかを調査しようにも、日本の震災や戦時期の火事等を鑑みれば、その実際の把握が難しいのが現状である。この『遊戯舞踏楽譜』は「山口県立図書館」、「大阪府立中央図書館」にしか確認できない。伝統のある小学校の図書館にあれば、どの程度普及していたかを考察することができるかもしれない。

4：まとめ

本発表で、重要なことは、『国定読本』の作曲者が同書を想定して『遊戯舞踏楽譜』を同年に出版しているという事実と、その中身は西欧ダンスが収録されていたという事実であろう。再現するということであって、これまで図と動作でしか描かれていなかったものを音と動作で再現することでダンスの雰囲気をもっと具体的に視覚化することができたのではないと思う。もちろん上述の不確かさはあるが、当時の教科書を執筆した人物の理想とは何であったか、また政府が幼少期からこうした西欧ダンス教育を推進していたことがより明確化できた。

明治期という時代を鑑みれば、物質面が西欧化していくだけでなく、それを動かす人間も西欧化に対応する必要に迫られた。その中で西欧の儀礼行為に対応できる新しい日本人を育てる一環として、西欧の社交術の重要な一つであるダンスを教えていたという評価ができるように思われた。

『陸軍戸山学校体育史』の構想

木下秀明(元日本大学)

日本の場合、体育史書は、競技スポーツも取り上げるが、体操科に始まる学校体育に注目してきた。学校体育には、森有礼の兵式体操重視、明治末の学校体操と軍隊体操の統一問題、大正末期の体操科教材からの教練科独立と現役将校学校配属令など、体操科と軍隊の体操および初歩的な教練との関りが見られた。したがって、学校体育を主眼としてきた体育史には、軍隊体育に関する知見をも欠かせない。

軍楽隊で知られる陸軍戸山学校(以下「戸校」)は、巷間では「軍隊の体操学校」とも受け止められてきた。しかし、戸校は、正しくは軍隊体操・剣術の指導者養成を主眼とする研修機関であり、あわせて体操と剣術の研究機関でもあった。したがって、戸校は軍隊体育の核と位置られてよいであろう。街中で見られた軍楽隊は、戸校の付置機関に過ぎなかったのである。

私の体育史研究は、1951年に刊行されたばかりの今村嘉雄『日本体育史』を手がかりに始まり、1959年の竹之下休蔵・岸野雄三『近代日本学校体育史』で岸野が担当した前編も参考に加え、それらでは納得し難い点、あるいは不十分と思われる点を私なりの課題に据えて、学校体育史の解明に集中してきた。

その途次で、1972年寺崎昌男(野間教育研究所)氏発案の「近代日本における軍と教育」に参画して体操を担当した。これを機に、学校体育を主体としながら、軍隊体育との関りにも目を向けてきた。1982年『兵式体操からみた軍と教育』は、その研究成果である。その過程で、軍隊体育の知見がなければ、学校体育と軍隊体育との関りは解明できないことに気付いた。

同時に、戸校史料の収集は、戸校関係者が健在な今のうちに急がなければと気付いた。

私の最初の戸校関係論文は、日本大学文理学部の学生配布雑誌『学叢』に掲載した研究事例の随筆、1975年の「史料を尋ねて三十年」である。日露戦争直前に来日した日露戦争時の露軍総司令官クロパトキンが戸校を視察した折、2名の学生が高い石垣から武装して跳び下りて、彼のド肝を抜いたという興味本位の伝説を取り上げて、その2名の伝説の苗字を手がかりに、明治期の戸校卒業生名簿から本名と兵科に迄辿り着いた経緯を紹介したのである。興味本位で真面目な歴史ではない、いわゆる外史の部類である。しかし、これ以前から学校体育史研究のかたわら、戸校体育史の研究をも手がけていた証しである。

体育に関する戸校の概要を纏めた最初は、1982年秋に季刊雑誌『オリンピック』から依頼されて、1983年の同誌21、22号に掲載した「陸軍戸山学校の体育 1」、「同 2:その民間とのかかわり」である。依頼は通年だったが、研究途上で2回が限度であった。

私の戸校に関する研究は、1975年から87年迄の他大学院生の指導を兼ねた共同研究を含む学会発表14点と、上記を含む論文9点の時期と、2015年本学会研究セミナー「私の戸校研究:これ迄とこれから」以降継続してほぼ毎年発表して今日に至る学会発表だけの時期とに分かれる。

その間には、1996年「いわゆる『運動能力テスト』に関する陸軍戸山学校の系譜と体力章検定」の論文1点を纏めただけである。

現在意図している課題は3題である。『偕行社記事』と戸校機関誌『研究彙報』(『体育と武道』

と改称)掲載の全論文の題名から戸校の研究動向を分析すること、『体操教範』と『剣術教範』についての各教育期別の配当教材を特定すること、および、戸校経理を分析することである。2題は数年で解明できよう。しかし、3題目は、経理史料皆無のようであるから、断念せざるを得ない。

また、これ迄の各論的研究に懸案の2題を加えて『戸校体育史』に纏めることも考え始めた。

そこで、本発表では、目次各章節の概要を叙述した「戸校体育史梗概」(当日配布)を補助資料に、編集の構想である「戸校体育史」目次案を取り上げる。

ご意見、ご批判を賜りたい。

『陸軍戸山学校体育史』目次案

序章:私の研究領域の回顧

- p1. 私の歴史研究
- p2. 解明した「体育」の概念
- p3. 「スポーツ」の概念の生い立ち
- p4. 軍事史料との出逢い
- p5. 兵器の発達と戦技
 - p51) 古代(前5C頃)ギリシャ市民軍の
身体能力
 - p52) 中世(15C頃)騎士の訓練用具・
方法
 - p53) 江戸時代(18C前後)の剣法
 - p54) 近代(19C)の国民軍
 - p55) 日露戦争後
 - p56) 第一次世界大戦後
 - p57) 第二次大戦中

本論:戸山学校と陸軍の体育史

1章 明治期の戸山学校

- 11. 設立と位置
- 12. 設立目的
- 13. 学校組織
- 14. 教官
- 15. 教育組織
- 16. 学生教育
- 17. 学生数
- 18. 教育施設
- 19. 教科目

2章 歩兵学校分立後の戸校

- 21. 体操専門機関化
- 22. 学校組織
- 23. 教育

24. 施設

25. 研究

- 251) スウェーデン式体操の研究
- 252) 在外研究、海外視察
- 253) 研究の発信
- 254) 雑誌記事からみた研究動向
 - a. 軍医による研究
 - b. 教官による研究
- 225) 運動能力測定基準の研究
- 226) 健兵対策の研究
- 227) 航空関係の研究

26. 課外の研究

3章 『体操教範』

- 31. 体操の語義
- 32. 体操教範の推移
- 33. 体操教範の構成
- 34. 現役兵の教材配当

4章 『剣術教範』:軍刀術と銃剣術

- 41. 「剣術」の種類(歩兵の場合)
- 42. 剣術教範の推移
- 43. 剣術(刀)の推移
- 44. 銃剣術の推移
- 45. 現役兵の教材配当
- 46. 剣術スポーツ化批判
- 47. 日中戦争後

5章 軍事技術とスポーツ

- 51. 軍事技術とスポーツの類型
- 52. 軍事技術のままのスポーツ
- 53. 軍事技術から生まれたスポーツ
- 54. スポーツから学んだ軍事技術

ドイツ競技大会 (1922) はアントワープ・オリンピック (1920) の代替となりえたか

都筑 真 (日本女子体育大学)

はじめに

1916年に開催予定のベルリン・オリンピックのメイン会場となるドイツスタジアムが完成した1913年に、「ドイツ帝国オリンピック委員会」(Deutscher Reichsausschuß für Olympische Spiele : 以下 DRAfOS) は、組織の課題の一つであった「国内オリンピック競技大会」(Nationale Olympische Spiele)を1915年にドイツスタジアムで開催することを決定した。

1914年に勃発した第一次世界大戦によって、ベルリン・オリンピックが中止になるとともに、ドイツ競技大会も延期となるが、1916年に開かれた DRAfOS の競技委員会の会合において、同委員会のメンバーであった C. ディームは国内オリンピック競技大会を「ドイツ競技大会」(Deutsche Kampfspiele)という名称で4年毎に実施すること、そして最初の大会を戦争終結の2年後に開催することを提案した。ディームの提案は、1917年の DRAfOS の総会で承認され、この総会で DRAfOS から改称した「ドイツ帝国体育委員会」(Deutscher Reichsausschuß für Leibesübungen : 以下 DRAfL)がドイツ競技大会を主催することになった。そして、同総会では DRAfL の事務局長にディームを任命することも承認され、開催準備はディームを中心に大戦後に進められていったが、戦争が長期化したために当初の予定よりも2年遅れ、1922年にドイツ競技大会はガルミッシュ・パルテンキルヘンとベルリンで開催された。

また、第一次大戦は、ドイツ競技大会の開催時期だけでなく、ドイツの国際オリンピック競技大会への参加にも影響を及ぼした。大戦の敗戦国となったドイツは、オーストリア、ブルガリア、ハンガリー、トルコとともに、大戦後に初めて行われた1920年のアントワープ・オリンピックに招待されなかったのである。ドイツがアントワープ・オリンピックに参加できなくなったことを踏まえ、ディームはドイツ競技大会の前年である1921年に、「ドイツ人は国際競技大会に参加できる状況にはなく、今後ドイツ人が再び国際競技大会への希望を抱けるかどうかは非常に疑わしい。我々にとってドイツ競技大会は十分にその代替となるであろう」と述べ、アントワープ・オリンピックの代替となりえる点にドイツ競技大会の意義を見出している。

ドイツ競技大会に関する先行研究は、ディームの予測したことが実現したかのように、同大会をアントワープ・オリンピックの代替として捉えているが、両大会の参加者数や実施種目数といった大会の規模などを比較し、ディームの予測したことが実現したかどうかについては検証されていない。

本研究は、ドイツ競技大会の参加者数、実施種目数を明らかにした上で、それらをアントワープ・オリンピックと比較し、ドイツ競技大会がアントワープ・オリンピックの代替となりえたかを検討することを目的とする。

なお、本研究では、ディームが編纂したドイツ競技大会の報告書である『1922年 ドイツ競技大会』(Deutsche Kampfspiele 1922)、アントワープ・オリンピックの事務局長を務めた人物が編纂した「1920年 第7回アントワープオリンピックアード競技大会の公式報告書」

(RAPPORT OFFICIEL des JEUX de la VIIème OLYMPIADE ANVERS 1920)を主たる資料として用いる。

参加者数の比較

ドイツ競技大会では、1922年1月22日から29日までの「冬季スポーツ週間」(Wintersportwoche)にガルミッシュ・パルテンキルヘンで実施された種目に910人、主に6月18日から7月2日の期間にベルリンで実施された種目に7,143人が出場し、合計8,053人が参加した。この内の634人が、オーストリア、チェコスロバキア、スイスなどから参加した「在外ドイツ人」(Auslanddeutsche)であった。また、大会の公式種目と見なされない「青少年の日」(Der Tag der Jugend)に実施された種目にも1,793人が参加している。

一方、1920年4月20日から9月12日にかけて開催されたアントワープ・オリンピックには、29カ国から4,353人が参加した。

青少年の日に参加した者を含めなくとも、ドイツ競技大会はアントワープ・オリンピックの約2倍の参加者が集う大会であった。

実施種目数の比較

ドイツ競技大会では、冬季スポーツ週間においてスケート、ボブスレー、リュージュ、スキー、アイスホッケー、カーリングの競技から27種目、それ以外の期間においてトゥルネン、陸上競技、水泳、自転車競技、射撃、フェンシング、テニス、ゴルフ、サッカー、ホッケー、ラグビー、ボート、カヌー、セーリングなどの競技から149種目、合計176種目が実施された。

一方、アントワープ・オリンピックでは、陸上競技、体操、ウェイトリフティング、フェンシング、レスリング、ボクシング、射撃、ボート、水泳、セーリング、馬術、ポロ、近代五種、自転車競技、テニス、サッカー、ラグビー、ホッケー、アイスホッケー、アイススケート、アーチェリーの競技から合計153種目が実施された。

冬季スポーツ週間で実施された種目の分だけ、ドイツ競技大会の実施種目数はアントワープ・オリンピックのそれを上回った。

おわりに

本研究を通じて、ドイツ競技大会の参加者数はアントワープ・オリンピックの約2倍であったこと、そしてドイツ競技大会の実施種目数はアントワープ・オリンピックよりも20種目ほど多かったことが明らかとなり、大会の規模という点において、ドイツ競技大会がアントワープ・オリンピックの代替になりえたことが確認された。

1948 年第 14 回オリンピック・ロンドン大会の招待国決定の経緯に関する研究

和所泰史 (静岡産業大学)

【研究の背景】

国際オリンピック委員会 (以下、「IOC」と略す) が主催するオリンピック競技大会は、第 1 回大会が 1896 年、ギリシャのアテネで開催された。しかし、1914 年に勃発した第一次世界大戦の影響で、1916 年第 6 回ベルリン大会は中止となった。1939 年にはドイツがポーランドに侵攻し、第二次世界大戦が勃発した。戦争期間中、1940 年第 12 回東京大会は日中戦争の影響により日本政府が開催地権を返上したことによって中止となり、さらに 1944 年第 13 回ロンドン大会は第二次世界大戦の影響で中止となった。1945 年に第二次世界大戦が終結し、IOC は戦争期間中に中止となったオリンピック大会を再び開催するための準備に取り組んだ。戦後最初のオリンピック大会は 1948 年に開催されることが決定し、IOC 委員の郵便投票により、夏季大会の開催地はイギリスのロンドン、冬季大会の開催地はスイスのサン・モリッツとなった。しかし、この 1948 年オリンピック大会 (以下、「第 14 回大会」と略す) に、第二次世界大戦の敗戦国である日本、ドイツは招待されなかった。

これまで第 14 回大会に日本が招待されなかった理由を述べた先行研究はいくつか見られるが、日本を招待しない決定がいつ、どのようにされたか、その経緯は明らかとなっていない。第 14 回大会は第二次世界大戦の敗戦国全てに招待状が送付されなかったわけではなく、日本、ドイツ以外の敗戦国であるイタリア、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア、フィンランドは招待された。そのため、第 14 回大会は、どのような国が招待を受け、どのような国が招待されなかったのかの理由は、現在においても不明瞭である。

【研究の目的と方法】

本研究の目的は、1948 年第 14 回オリンピック・ロンドン大会の招待する国をどの時期、どのような経緯で決定したかを明らかにすることである。本研究で使用する史料は、スイス、ローザンヌにあるオリンピック研究所の IOC 委員による書簡を中心とする。対象とする IOC 委員は、IOC 会長のエドストローム (Johannes Sigfrid Edström)、IOC 事務局長のメイヤー (Otto Mayer)、および第 14 回組織委員会事務局長のベヴァン (Temple Percy Molesworth Bevan) である。

【検討結果】

戦後の 1946 年 9 月にローザンヌにて IOC 総会は 7 年ぶりに開催されることとなった。この 1946 年ローザンヌ総会の議事録を確認したところ、9 月 5 日に「夏季ロンドン大会」という議事が存在する。議事の内容は「バーレー卿は、どの国を招待すべきですか？ロシアとオーストリアは招待を受けるべきですか？と尋ねた。デンマークのアクセル王子とポリット氏の介入の後、オリンピック委員会を持つ国のみが招待され、他の国は除外されることが認められた。占領されている国は政府を持っていないため、考慮しない。彼らの存在は、当分の間、無視することとする」と報告されていた。1946 年ローザンヌ総会時には、第 14 回大会に招待されなかった日本、ドイツの他、第 14 回大会に招待されたイタリア、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーも占領下にあった。すなわち、ローザンヌ総会の議論内容と照合した場合、イタリア、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーも第 14 回大会には招待さ

れないこととなる。

IOC ローザンヌ総会後の 1946 年 9 月 11 日、ベヴァンがメイヤーに「前回の会議で議論され、最終決定されたと思われる、改訂されたオリンピック競技大会の規則のコピーを早急に送ってください」との手紙を送っていた。この問い合わせに対して、1946 年 9 月 16 日にメイヤーは「オリンピック競技大会の規則はまだ改訂されていません」と回答している。この時期に IOC と第 14 回大会組織委員会の事務局長によって、大会に関する競技規則の確認が行われていたことがわかる。やがて、年が明けた 1947 年（手紙の日付は 1946 年）1 月 7 日、ベヴァンからメイヤーに大会の招待状に関する問い合わせが行われている。その内容は「大会に参加するための公式招待状の印刷は、まもなく準備が整います。招待すべき国のリストを提供していただけないでしょうか。もちろん、国内オリンピック委員会を持つすべての国に参加を求める必要があることはわかっています」とある。このベヴァンの問い合わせに対して、メイヤーはエドストロームに問い合わせの回答を求めた。そして、エドストロームは 1947 年 1 月 13 日に「どの国にオリンピック委員会があるか、私たちの新しい会報の No.2 の 4 ページと 5 ページにあるリストを参照することをお勧めします」と述べた後、ブルガリア、ポーランド、ルーマニアの住所を伝え、ドイツと日本は“taken out”と指示していた。エドストロームが述べた“IOC Bulletin”第 2 号は 1946 年 12 月に発行され、58 か国の NOC のリストが掲載されている。しかし、この NOC のリストにはドイツ (Allemagne)、ブルガリア (Bulgarie)、日本 (Japon)、ポーランド (Pologne)、ルーマニア (Roumanie) の 5 か国が国名のみで住所が未記載であった。エドストロームがなぜドイツ、日本を取り出すように指示したかは不明であるが、この 1947 年 1 月 13 日の書簡が、日本を第 14 回大会への招待状送付に影響を及ぼしたと考えられる。

メイヤーはエドストロームからの回答を受け、1947 年 1 月 18 日にベヴァンにエドストロームの回答を転送し、ベヴァンは同年 1 月 27 日に「1 月 18 日のあなたの手紙への返信として、我々はオリンピック会報第 2 号の 4 ページと 5 ページに示されている国のリストを、あなたが詳述した変更を加えて使用することとします」と報告している。以後、第 14 回大会組織委員会は理事会にて大会の招待に関する議論を何度も行っているが、日本とドイツに関する議論内容は見られなかった。すなわち、第 14 回大会組織委員会の理事会もエドストロームの指示に従い、日本、ドイツの大会招待を見送ったものと思われる。

【まとめ】

本研究の結果、IOC 会長のエドストロームから日本、ドイツには招待状を送付する必要はないと指示が出た 1947 年 1 月 13 日時点で、IOC としても日本、ドイツを第 14 回大会に招待する意思はなかったことが明らかとなった。本研究で検討した書簡からは、エドストロームがなぜ第二次世界大戦の敗戦国である日本、ドイツを第 14 回大会の招待国から除外するように指示し、ブルガリア、ルーマニアは招待状を受けられるように指示したか、その理由を確認することはできなかった。また、“IOC Bulletin”の NOC リストに記載されていた敗戦国のイタリア、ハンガリー、フィンランドの 3 か国に関する議論は確認できず、3 か国とも 1948 年第 14 回オリンピック・ロンドン大会に招待されている。1946 年ローザンヌ総会での決定では、占領されている国は考慮しないとの決定がなされているが、この占領されている国とはどの国を指していたのか疑問が残る結果となった。

スカウティング指導書『列強少年の社会教育』(1923)にみる「遊技」の位置づけについて

石立克己 (北海道大学大学院)

1、研究の目的

“Scouting is not a Science, it’s a Game”. この一文はスカウト運動の創始者ベーデン・パウエルによる運動の基本方針を示す言葉として知られている。単なる知識や技術の伝授よりも、ゲームや遊びを通してその精神を普及することはスカウト運動が始まって以来の伝統¹であり、“Scouting is a Game”は今日においても主唱されている。また、スカウティングという社会教育運動が日本に定着した経緯を論じる論文は複数存在する中で、スカウト運動が日本で普及し始めた当初に、ゲームや遊びがどのように紹介され、運動の中に位置づけられたのかという点から分析した研究は多くなされているわけではない。

そこで、本研究は、奥寺龍溪著『列強少年の社会教育』(尚文堂、1923年)に着目し、1920年代にスカウト運動が日本で広まった際、ボーイスカウト運動の教育方針の中でゲームや遊びがどのように位置づけられたのかを明らかにすることを目的とする。

1、研究方法

『列強少年の社会教育』は1923年に尚文堂より出版された。同書は『ボーイスカウトの精神』(中央報徳会、1922年)、『少年団訓練法要義』(教育研究会、1924年)と三部作をなす奥寺のスカウティングに関する著書のひとつであり、この三部作はそれぞれウルフカブ(7-12歳)、ボーイスカウト(10-18歳)、ローバース、指導者(18歳以上)に向けての指導書で構成されている。『列強少年の社会教育』はスカウトを構成する年齢層の最も初期段階にあたるウルフカブへの指導法を記したものであり、奥寺は「ウルフ・カップの八歳から、十一、二歳までの小学生徒を対象として、遊技編を編んだものである」と述べ、その年代の重要性を強調した。そこで、本研究では、遊技を重視した『列強少年の社会教育』を分析対象とする。

3. 結果と考察

奥寺が『列強少年の社会教育』を記した1920年代前半は日本におけるボーイスカウト運動の全国組織少年団日本連盟がその運動方針を巡って議論した時期にあたる²。よって、奥

¹ 例えば、ボーイスカウト日本連盟の100周年特設ページには次のような一文がみられる。「少年たちの旺盛な冒険心や好奇心をキャンプ生活や自然観察、グループでのゲームなどの中で発揮させ、「遊び」をとおして少年たちに、自立心や協調性、リーダーシップを身につけさせようとししました。これがボーイスカウト運動の始まりです」(ボーイスカウト日本連盟100周年特設サイト「この運動の目指すものとその教育法」

https://100th.scout.or.jp/education_method/ 最終閲覧日2023年5月5日)。

² 少年団日本連盟は1922年に設立されたものの1925年までの三年間、教本や指導者養成

寺が重視した「遊技」概念を明らかにする際、この時期にどのようなスカウト教育が実践されたのかについて述べておく必要があった。そこで、初めに少年団日本連盟による教本『少年団教範』³と遊戯書『スカウト読本』⁴をもとに当時の教育プログラムから解説を試みた。

次に、『列強少年の社会教育』をもとに、奥寺のいう「遊技」概念について検討した結果、次のことが明らかになった。

奥寺は、当時の少年団運動はボーイ年代ではなく、カブ年代の子どもたちを主軸にしており、少年団ではボーイスカウト式の訓練を施すには早すぎると考えていた⁵。すなわち、『列強少年の社会教育』にて奥寺は、ウルフカブの訓練方法をもとにした少年団の訓練方法について詳細に紹介しようとしていたといえよう。また、奥寺はウルフカブ、少年団の訓練の根幹をなすものは「遊技」であると考えていた。それゆえ、『列強少年の社会教育』では「遊技」のスカウト教育上の意義を示し、少年団教育にとって有用とされた「遊技」の実例を紹介している。

加えて、奥寺は少年団教育が学校教育を補完するものにとらえ、学校教育では不十分な子どもたちの公民教育を少年団が担うとしていたことが明らかになった。そして、「善い遊技は、真の人格訓練になる」⁶とし、「遊技の本能は、少年団訓練の重要欠くべからざる部分を占めている」⁷と述べ、「遊技」はスカウト教育の中で不可欠な位置を占めるとした。

最後に、奥寺による「遊技」の分類をもとに彼がどのような「遊技」を理想とし、少年団に求めたのかについてまとめておきたい。奥寺は集団による競技性を有する「遊技」を至高の人格陶冶の手段として重視する一方で、少年団が対象としていた小学校生徒には不適切であると考えていた。このことは奥寺が発達段階に則した「遊技」の重要性を捉えていたためであり、少年団日本連盟が構想する社会教育活動は年齢段階に即することが理想的であるという「発達段階に応じた社会教育」の必要性の主張につながった可能性がある。

制度が確立されず「誓いとおきて」と呼ばれるスカウト運動の基本となるルールが制定されることもなかった（田中治彦『少年団運動の成立と展開に関する研究』九州大学、博士学位論文（教育学）、1996年、129頁）。

³ ベーデン・パウエル著、少年団日本連盟訳『少年団教範』更新出版社、1925年。

⁴ 深尾韶『スカウト読本』少年団日本連盟需品部、1925年。

⁵ 「ところで今の我国の少年団と称する者は、ボーイスカウトの次位のウルフ・カップに相当する、小学校生徒が大多数を占めていて、主眼たる訓練を施すには、余りに弱年である」（奥寺龍溪『列強少年の社会教育』尚文堂、1923年、82頁）。

⁶ 奥寺、1923年、107頁。

⁷ 奥寺、1923年、109頁。

SS・NSDAP であったオーストリア・トップスイマーの弁明
 -1946年5月における連邦教育省スポーツ局への競技出場請願から-

鈴木明哲 (東京学芸大学)

緒言

1938年3月、オーストリア第一共和国は、ヒトラー・ドイツに併合され (Anschluss)、オストマルク (Ostmark) となり、この機を境に多くのオーストリア人が NSDAP (Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei: 国家社会主義ドイツ労働者党・ナチ党) へと入党した。1942年の時点でオーストリア系の NSDAP 党員数は 70 万人近くを数え、これは当時のオーストリア人のおよそ 8.2%とドイツ本国においても見られなかった高い割合を示した。やがて 1945年4月27日、ソビエト連邦の後押しを受けた旧社会民主党指導者カール・レンナー (Karl Renner) は、自身を首班とする「臨時中央政府」を成立させた。ここがオーストリア第二共和国の樹立であり、またオーストリアにとってのヒトラー・ドイツからの解放と第二次世界大戦の終わりでもあった。そしてレンナー政府は、ヒトラー・ドイツが降伏した5月8日には VG1945 (Verfassungsgesetz: 「ナチ党禁止に関する法律 (禁止法)」) を発布し、早くも戦後オーストリアにおける非ナチ化 (Entnazifizierung) が開始され、1957年の「NS アムネスティ (NS Amnestie)」までの 13 年間に及んだ。その結果、NSDAP はもとより、その分枝組織であった SS (Schutzstaffel: ナチス親衛隊) に登録した過去をもつ国民に申告義務と一定の処罰が課された。

オーストリアの体育・スポーツ関係者に関する非ナチ化研究は、1990年にグレスィンガー (Grössinger) がシュトライヒャー (M. Streicher) と NSDAP の関係性を明らかにした論文を発表したことにより、その後 21 世紀に入り徐々に進展している。例えばミュルナー (Müllner) は、シンドル (Karl Schindl)、コップ (Karl Kopp)、メール (Erwin Mehl) の 3 人の体育関係者について詳述している。スポーツ関係者についても、特に二つの人気プロサッカークラブ、ラピド・ウィーン (SK Rapid Wien) とアウストリア・ウィーン (FK Austria Wien) についての体系的かつ精力的な協同研究の成果が発表されている。

NSDAP 党員資格を有することで大学等の公職に就いていたシュトライヒャーらが、戦後職を追われ、活動を制限されたことは当然であったが、スポーツ関係者、特に SS や NSDAP であったトップアスリートが、戦後どこまでそのスポーツ活動が制限されていたのかは不明である。SS や NSDAP であった過去が、どの程度戦後のスポーツ活動復帰に影響を及ぼしていたのか不明であり、またその過去がいかに復帰への障碍として作用していたのかも判明していない。もし仮に障碍として SS や NSDAP であった過去が作用していた場合、彼らはその障碍といかに対峙したのか。このあたりに彼らのスポーツ活動復帰への熱量が示されていると考えられる。さらにそれは、彼ら自身が、SS や NSDAP としていかなる活動を展開していたかを自ら言明することを要求し、彼らの弁明を引き出すことに繋がる。加えて戦後のみならず、NS 期におけるトップアスリートの実態を彼らの言明に基づいて解明することも可能となる。換言すれば、ある一人のトップアスリートが SS や NSDAP に加入した理由や動機は、何であったのかが明らかとなる。このあたりを深く検討、考察することによりスポーツとナチ支配の関係性を、思想や規律ではなく、行動や実

践のレベルで、つまりはより個人の内面に近づいた形で明らかにすることができる。ある一人のトップアスリートがSSやNSDAPであったか否かで筆を止めてしまう表層的な実証を回避し、一人の人間が時代的制約の中でいかにスポーツ実践に対して苦悩し、葛藤していたかを明らかにすることができる。

以上のような問題を解決するためには、まず第一にトップアスリート個人の内面に迫り、本人の言明を明らかにする史料が必要である。そしてその史料は、戦後の非ナチ化の様相を明らかにすると同時に、NS期における様相も明らかにすることができるという両面性を有している。そこで本研究では、ヨーゼフ・パウカール (Josef Paukerl: 1916-2003) というNSDAPであった過去をもつオーストリアのトップスイマーに焦点を当て、非ナチ化政策初期の史料をもとに彼の言明を明らかにしていくことを目的とする。

特に今回用いる史料は、非ナチ化政策初期に、パウカールが自身の手で、1946年5月、オーストリア連邦教育省スポーツ局 (Bundesministerium für Unterricht, Abteilung Sport) に競技出場請願 (Startbewilligung) をした時の文書である。史料には、競技出場を前提とした弁明が披瀝されていると考えられ、そこからNS期におけるスポーツをめぐる問題についても、トップアスリート個人の内面を通じて貴重な情報が得られると思われる。

【主な報告内容】

緒言

1. オーストリアにおける非ナチ化政策の概観
 - (1) VG1945 (1945年5月8日)
 - (2) 「戦犯法 (Kriegsverbrechergesetz)」 (1945年6月26日)
 - (3) NSG1947 (1947年2月18日)
 - (4) 非ナチ化政策の終了
2. トップスイマーとしてのパウカール
 - (1) 駆け出しの頃
 - (2) 自己ベスト記録の樹立
 - (3) SS-SG への所属
 - (4) 水泳活動の再開
 - (5) リレーのオーストリア記録樹立とオリンピックへの出場争い
3. パウカールによる連邦教育省スポーツ局への競技出場請願
 - (1) パウカールから連邦教育省スポーツ局へ
 - (2) レジスタンス運動の確認書
 - (3) スポーツコーチによる確認書
 - (4) ユダヤ系知人による確認書

結語

【付記】

本研究は、JSPS 科学研究費助成事業 (基盤研究 (C) (一般))、課題番号 20K11416、事業期間 2020 年度～2023 年度、研究課題名「ナチス党員であった体育・スポーツ関係者の戦後—オーストリアの事例から—」に基づく研究成果の一部である。

研究方法セミナー

抄録

スポーツ種目史としてのスキー史研究について

新井 博 (日本福祉大学)

はじめに

今回は歴史意識やスポーツ観に触れながら、研究を振り返り、今後の方向を考えたい。

1. スキー史研究の始まり

1) 福井県での研究の始まりについて

研究を始めたのは1980年代の大学院生時代で、我々の世代は外国史と日本史に分かれて始めた。当時自分は、ヨーロッパ中心主義への批判や日本での民衆史観に関心があり、地方スポーツ史の研究をしたいと考えていた。福井県に就職後、スキーが地方で発展する必然性を感じ、雪国のスポーツとして研究対象になると思い始めた。旧家を回り大正・昭和期の資料を収集するには情報・気転・経験が必要で難しかったが、一方で楽しかった。色川大吉の『歴史の方法』や網野善彦の『歴史としての戦後史学』に励まされた。

2) 福井県の戦前までのスキー史研究

約10年経って、大正初期から大東亜戦争前までの福井県のスキー史の概要を掴んだ。大正3年高田の講習から戻った大野中学校の桑原耕太が用具を揃え地元で教えると、中学校にスキー部が誕生し大野で普及した。大正10年頃より福井市他に広がり、大野の青年団が大正14年に第1回県下スキー大会を開催、福井県スキー倶楽部(大野本部)が誕生した。当時用具製造業が始業し、福井市、武生町、敦賀町でも愛好家が増え、次々倶楽部が誕生した。県学務課は、昭和2年に福井県スキー協会(県庁)を設立し県下を束ねた。昭和10年以降、県のスキー協会も全日本スキー連盟に加盟し中央の傘下に入った。

昭和6年から県内の教師や体育主事は、大衆化の促進のために文部省の全国講習会に参加している。同じ頃シュナイダーの影響で、都市部の人々が福井で山スキーを楽しむレジャー化が始まった。新聞が賑わいを報じ、用具が店に並び、ツアーのチラシが躍る様子は、昭和12年頃まで続いた。昭和13年以降の戦時統制下で大衆化が図られ、精神作興・体力養成のスキー行進が県内各町で実施され、同様に全国講習会とバッチテストが実施され、合格者は県内で指導者となった。大衆化による市民のスキーは昭和16年まで行われている。

2. 時期区分の内容

福井県の研究後は、同時期日本のスキー界で、誕生時期に地方色が強く、それ以後に中央と地方の関係(政府、連盟の指示を地方が具現化)が強くなると仮説を立て研究してきた。

1) 誕生時期(明治44年～大正10年頃)

スキーが始められた高田で、師団は全国への普及を目的に、明治45年に越信スキー倶楽部を設立、レルヒによる技術を全国に広めた。また付属田中鉄工場から大量の用具を供給し、練習や競技会を開催した。越信スキー倶楽部は会員たちへの指導、用具の配備など援助した。明治45年から大正3年に、高田の講習・競技会に派遣された信州、小樽、青森、秋田、山形、岩手の代表たちは地元で組織を作り、用具を揃え、スキー場を整備するなど福井県と同様に広めていた。また、越信スキー倶楽部は各地の支部による普及を援助した。

樺太庁は、当初移動や競技のためにストーを奨励したが、大正2年守備隊がスキーを紹介するとスキーの普及を促進した。豊原や大泊に倶楽部が誕生し、高田から用具が供給され、スキーヶ丘が整備された。スポーツ史家メールは「移動手段であったスキーが、19世紀に

ノルウェーでスポーツ化した」と述べている。樺太のストーは古代から狩猟・移動の手段であったが、日本統治下の明治43年から競技会が始まり、大正2年からスキーの大会となった。世界的視点からみれば、樺太でも移動手段からスポーツ化したと言えよう。以後、金井勝三郎が大正5年に中央スキー倶楽部を設立して、ノルウェー式の普及を促進し、先進地である樺太を作り上げた。更に、樺太を代表した選手・役員(連盟理事)の桜庭留三郎は、当地の水産・森林資源、高いスキー水準等を全国的にアピールした。

2) 研究時期(大正10年頃～昭和5年)

スキーが全国に広まると大正12年に第1回全日本選手権が開催され、大正14年に全日本スキー連盟が誕生し、昭和4年にヘルセットから競技技術、昭和5年にシュナイダーから山スキーを学び、世界に追いつく努力が重ねられた。皇室や財閥の力をかりてヘルセットを招聘し、各地で連盟・学校・地域をあげて講習を開催すると、ジャンプや距離の記録が急激に向上し、ノルウェー式技術への市民の関心が高まった。技術が広まり、各地でジャンプ台が設置されている。シュナイダーが紹介した高速で山々を雄大に滑る技術は、従来の滑りを一変させた。板のエッジ、靴の固定、重心を低くしたホッケ姿勢が、山スキーを可能にした。従来の山麓のゲレンデから、雄大な高山を滑るスタイルに変わるきっかけとなった。

3) 飛躍時期の研究(昭和6年～昭和12年)

昭和6年から昭和12年、スキー界は世界に近づき、皇紀2600年をオリンピック開催で祝う機運の中で、更に努力を重ねた。文部省は大衆スキーを促進して、体力向上と技術の統一を目指し、体育主事と協力して毎年全国講習会を開催した。一方連盟は、競技力向上のために全国大会、強化合宿、外国遠征を実施している。全国的に大衆化が進むと、鉄道のスキーキャンペーンが拍車をかけ、地方でスキーを楽しむレジャー化が進んだ。

4) 大衆化時期の研究(昭和13年～昭和16年)

昭和12年に戦争は総力戦体制に突入し、体育運動審議会は体力養成と精神作興をスポーツ界に要請し、オリンピックの開催を返上した。国民精神総動員中央連盟が「歩け・泳げ」を推進すると、各スポーツ団体は独自に運動を展開した。昭和13年にスキー界は全国スキー行進を中央会場と全国市町村をラジオで繋ぎ挙行している。厚生省は昭和14年から指導者養成講習を全国で開催し、バッチテストの合格者は指導を担当した。戦時下、選手の競技や市民の体力養成が進められ、昭和16年3月まではスキーが行われていた。

3. 今後の方向について

近年、温暖化・異常気象など人類の危機が迫っている。氷河の消滅などスキー文化は待ったなしの危機にさらされて、グローバルな世界史が語られる必要がある。スポーツ史でも始動を始めているが、果たしてスキー史にはその可能性があるのか。古代・中世は無理であるが、近代以降は狩猟・移動の手段からスポーツ化した時代のスキーとして、欧米・アジアのスキー史を特徴づけることが、(方法を駆使することで)出来ないだろうか。

2023 年度 体育史学会 第 12 回大会

プログラム・発表抄録集

2023 年 6 月 4 日 印刷

2023 年 6 月 4 日 発行

発行者 新井 博

発行所 体育史学会

〒301-0844

茨城県竜ヶ崎市平畑 120

流通経済大学スポーツ健康科学部 小谷 究 研究室内

Tel : 0565-46-6568

taiikushi_office@taiikushi.org